

すぎJOBサポーターの申し込みについて

すぎJOBサポーターの趣旨

すぎJOBサポーター制度とは、杉並区内の企業・団体等と杉並区が連携して、若者等の就労支援活動に取り組むことを目的としています。職場体験の受入や、各種セミナー等への講師派遣などさまざまな就労支援活動に取り組んでいただける区内企業・団体等の皆様を「すぎJOBサポーター」といいます。

企業・団体等；企業、NPO・NGO、福祉施設、大学・高校・専門学校、個人等です。

ご協力いただきたい内容について

区及び就労支援センターが実施する業務・行事等です。

- 通常の企業・団体等の活動の中で、できる範囲でのご協力をお願いします。
- 協力をお願いしたい場合は、ご都合等をお聞きし実施いたします
- 協力いただく内容や詳細については、調整の上、実施いたします。
- 受入条件に合わない場合は、お断りいただいてもかまいません。

☆求人情報の提供

- 就労支援センターの「企業PRコーナー」への企業紹介と求人募集案内の掲示
- 区求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」への掲載

☆社会適応力訓練・就労準備訓練の受入

- 杉並区就労支援センターの「ジョブトレーニングコーナー（愛称：すぎトレ）」の登録者を対象に、就労訓練等の受入れをしていただく。

☆短期の職場体験の受入

- 「就職サポートコーナー（相性：すぎJOB）」、「ジョブトレーニングコーナー（愛称：すぎトレ）」の登録者を対象に、短期間、または、時期を限定して受入れていただく。
- 通常の企業・団体等の活動の中で、できる範囲でご協力いただく。

☆職場見学の受入

- 「職場」とはどのようなものか知ってもらう。
- 区内企業の特徴や魅力を知ってもらう。

☆各種セミナー等への講師派遣

- セミナー等の講師として講話していただく。

☆広報活動への協力

- 就労支援活動のためのポスターを掲示
- チラシ、リーフレット等の資料の掲出、
- 企業・団体等のホームページでのリンクの貼付

就労支援活動に関するポスター掲示；不特定多数の区民の目に触れる場所への掲示をしていただく。

「すぎJOBサポーター」として協力いただくためには

☆参加の申込要件

- ①杉並区の就労支援事業に理解があること。
- ②杉並区内に事業の拠点を有すること。
- ③労働関係法令を遵守していること。
- ④公序良俗に反する事業を行っていないこと。

☆参加の申込受付

- 申込・問合せ先

杉並区就労支援センター就職サポートコーナー（すぎJOB）

167-0032 東京都杉並区天沼3丁目19番16号 ウェルファーム杉並複合施設棟1階

電話 03-3398-1136

すぎJOBサポーターの取消

- 下記の要件に該当した場合は、「すぎJOBサポーター」の取消等をいたします。

☆取消の要件

- ①辞退の申し出があったとき。
- ②事業の廃止又は休止したとき。
- ③区の信用を著しく失墜させたとき。
- ④サポーターとしてふさわしくないと判断したとき。